

ID: 73

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	指定記念物に関する現状変更等の許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	村田町文化財保護条例 第33条第3項					
例 規 番 号	平成元年条例第14号					
【基準】						
<p>準用する第12条第3項及び第33条第3項の規定による。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第12条 指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合その他教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第33条 指定記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合その他教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。</p> <p>3 第12条第3項の規定は、前項において準用する同条第2項の規定により前項の許可に付した条件に従わなかった場合について準用する。</p>						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日			